

# 出張 相談

1/23

(火)

1/25

(木)

13:00 ~ 17:00

中小企業事業主の  
みなさん  
ご存知ですか？

悩める経営者の  
チカラになります！



最低賃金  
ワンストップ  
無料相談

社会保険労務士や経営コンサルタントが  
中小企業事業主の悩みについて  
無料で相談対応・専門家も派遣いたします。  
ぜひ、ご相談ください。

宮崎労働基準監督署において  
出張相談窓口を開きます

【お問い合わせ先】

宮崎県最低賃金総合相談支援センター

〒880-0878

宮崎市大和町83-2 鮫島ビル1階

電話番号：0120-947-485



厚生労働省

最低賃金引上げに向けた中小企業専門家派遣・相談等支援事業 (都道府県労働局委託事業)